

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第195号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第246号）

平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）で、検討対象斜面の粘着力を0とした場合に最小安全率が0.266という値が得られ、現実にすべり崩壊が起きているから、粘着力は見込めないとしている。

これは、対象斜面のせん断強度について、粘着力を0、内部摩擦角を19.72（最小値）と評価し直したものと考えられるが、地すべりに対する影響の検討時には、粘着力を見込んだすべり崩壊後の地形が使われている。

このことに関して、次の事項を記載した文書。

- ① 粘着力が0で、安全率が1.00以下となるケースのうち、最大のものを採用しなかった理由（以下「不採用理由」という。）
- ② 粘着力を0とした場合の安全率が1.00以下となるケースのうち、最大断面の安定計算結果（以下「安定計算結果」という。）

2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

3 担当課（所）

土木部河川課

4 異議申立て等の経緯

- (1) H24. 12. 25 公開請求 (4) H26. 7. 1 諮問
- (2) H25. 1. 8 公開決定 (5) H28. 12. 22 答申
- (3) H25. 2. 13 異議申立て

5 諮問に係る審査会の判断結果

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>1 不採用理由を記載した文書について 実施機関は、異議申立人が、「粘着力cは、現状で表層すべりが発生していることから見込めない」との記述を、L3地区斜面末端部の円弧すべりの検討において粘着力を0と評価し直したものと解釈しているが、この記述は表面崩壊についてのもので、L3地区斜面末端部内部については、粘着力31.52を想定していることに変わりはなく、評価し直したものであるのではないので、本件公開請求に関する公文書は作成していないと述べている。 このような業務委託の内容の当否については当審査会の審議する事項ではなく、また、実施機関は本件報告書に基づき事業を進めており、ほかに本件公開請求に対応する公文書が存在する事情は認められない。 このようなことから、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。</p> <p>2 安定計算結果を記載した文書について 異議申立人は、大規模すべりに対する影響を検討するのであれば、粘着力を0とし、内部摩擦角19.72（最小値）、安全率1.00以下となるすべり崩壊が起きた場合に、大規模すべりの安全率がどの程度低下するかを検討しなければならないと主張し、実施機関は、本件報告書のL3地すべりの安定性検討において、L3地区斜面末端部上部の崩壊について、最小の安全率が1.07であり、円弧すべりは発生しないと考えられるが、仮に発生した場合</p>

	<p>を想定して検討したと記載され、この場合、想定すべきL3地区斜面末端部上部の崩壊は、ボーリング調査から得られたN値から推定した粘着力 31.52, 内部摩擦角 19.72 と想定した場合の円弧すべりであり、粘着力を0とした場合の円弧すべりではないことから、粘着力が0の円弧すべりが発生した場合のL3地すべりの安定計算は行っていないと述べている。</p> <p>異議申立人の主張は、解析方法が誤りであるとするものであるが、業務委託の内容の当否については、当審査会の審議する事項ではなく、また、実施機関は本件報告書に基づき事業を進めており、ほかに本件公開請求に対応する公文書が存在する事情は認められない。</p> <p>このようなことから、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。</p>
--	--

6 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)

答申第195号

答 申 書

平成28年12月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年12月25日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）で、検討対象斜面の粘着力を0とした場合に最小安全率が0.266という値が得られ、現実にすべり崩壊が起きているから、粘着力は見込めないとしている。

これは、対象斜面のせん断強度について、粘着力を0、内部摩擦角を19.72（最小値）と評価し直したものと考えられるが、地すべりに対する影響の検討時には、粘着力を見込んだすべり崩壊後の地形が使われている。

このことに関して、次の事項を記載した文書。

- ① 粘着力が0で、安全率が1.00以下となるケースのうち、最大のものを採用しなかった理由（以下「不採用理由」という。）
- ② 粘着力を0とした場合の安全率が1.00以下となるケースのうち、最大断面の安定計算結果（以下「安定計算結果」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成25年1月8日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

根拠を記した公文書がないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年2月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成26年7月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立書

計算上の安全率が1.00以上となるが、実際には表層すべりが発生している場合、計算に使用した土塊のせん断強度の推定値や地下水位条件の設定に問題があることを意味するもので、本件報告書の解析では、

その原因を粘着力が過大に見込まれていたとして、粘着力を0とした場合の結果を示し、その安全率が0.266程度になるとしている。

安全率が1.00より小さい斜面は、不安定で、安全率が0.95以下になると実際に崩壊すると言われている。

このように低い安全率となれば、当該斜面は毎日崩れ続け、とっくに崩れ去っているはずである。

それ故に、大規模すべりに対する影響を検討するのであれば、粘着力を0とし、内部摩擦角19.72（最小値）、安全率1.00以下となるすべり崩壊が起きた場合に、大規模すべりの安全率がどの程度低下するかを検討しなければならない。

それ故に、安全率が1.00以下のすべりを対象としないで実施した理由を記載した文書は、必ずあるはずである。

(2) 意見書

理由説明書では、粘着力を0としたのは、表面崩壊についてであり、L3地区斜面末端部内部については、6-4ページに記載しているせん断強度を想定していることに変わりはない、としている。

実施機関は、平成18年に現地で起きていた崩壊を表層崩壊と判断し、それを円弧すべり計算により再現したら、安全率が1.00以上となり、実際起こっている崩壊現象を説明できないので、粘着力を見込めないと想定したら安全率が0.30となって、崩壊を説明できるとしたものであり、これはせん断強度を見直したことになるわけで、理由説明は詭弁である。

斜面崩壊やすべりでは、調査や解析過程で想定した値が、実際の現象を説明できない場合には、起きた現象を優先して、その現象を説明できる値に修正する作業が行われ、すべりの安定解析では、現象が発生したことをもって、安全率を1.00又は0.95程度あるものとして、逆算によりせん断強度を求めることが一般に行われている。今回の場合、崩壊が発生しているのであるから、崩壊前の元地形で安全率を0.95程度と仮定し、せん断強度を求め、それで末端斜面全体の安定計算をやり直して、安全率が1.00以下の円弧を選んで対策工を検討すればよかったのである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 不採用理由を記載した文書について

本件報告書6-4ページに、L3地区の斜面末端部においては、地質調査を実施し、これにより得られたN値（標準貫入試験値）から粘着力31.52、内部摩擦角19.72と想定したとの記載があり、6-7ページに、「安定検討を実施した結果、…安全率が1.07と僅かに1以上となる結果を得た」との記載がある。また、斜面末端部の表面崩壊については、同ページに現状で表層すべりが発生しているから粘着力を見込めない旨の記述がある。

異議申立人は、6-7ページの「粘着力Cは、現状で表層すべりが発生していることから見込めない」との記述を、実施機関がL3地区斜面末端部の円弧すべりの検討において粘着力を0と評価し直したものと解釈している。

しかし、6-7ページの記述は表面崩壊についてのもので、L3地区斜面末端部内部については、6-4ページに記載されている粘着力31.52を想定していることに変わりはなく、評価し直したものではない。

そのことから、「粘着力が0.0で、安全率が1.00以下となるケースのうち最大のものについて採用しなかったのか、その理由」については、これを記載した公文書は作成していないので、不存在決定を行った。

2 安定計算結果を記載した文書について

本件報告書6-10ページのL3地すべりの安定性検討において、L3地区斜面末端部上部の崩壊について、最小の安全率が1.07であり、円弧すべりは発生しないと考えられるが、仮に発生した場合を想定して検討したことが記載されている。

この場合、想定すべきL3地区斜面末端部上部の崩壊（円弧すべり）は、ボーリング調査から得られたN値から推定した $c=31.52$ 、 $\phi=19.72$ と想定した場合の円弧すべりであり、粘着力を0とした場合の円弧

すべりではないことから、粘着力が0の円弧すべりが発生した場合のL3地すべりの安定計算は行っていない。

したがって、「粘着力を0.0とした場合の安全率が1.00以下となるケースのうち最大断面のものについて計算結果」は、そのような崩壊を想定していないことから、これを記載した公文書は作成していないので、不存在決定を行った。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において検討の対象となったL3地すべり末端斜面上部の粘着力を0としたことについて、次の事項を記載した文書である。

- ① 粘着力が0で、安全率が1.00以下となるケースのうち、最大のものを採用しなかった理由
- ② 粘着力を0とした場合の安全率が1.00以下となるケースのうち、最大断面の安定計算結果

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

(1) 不採用理由を記載した文書について

実施機関は、異議申立人が、「粘着力cは、現状で表層すべりが発生していることから見込めない」との記述を、L3地区斜面末端部の円弧すべりの検討において粘着力を0と評価し直したものと解釈しているが、この記述は表面崩壊についてのもので、L3地区斜面末端部内部については、粘着力31.52を想定していることに変わりはなく、評価し直したものではないので、本件公開請求に関する公文書は作成していないと述べている。

このような業務委託の内容の当否については当審査会の審議する事項ではなく、また、実施機関は本件報告書に基づき事業を進めており、ほかに本件公開請求に対応する公文書が存在する事情は認められない。

このようなことから、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。

(2) 安定計算結果を記載した文書について

異議申立人は、大規模すべりに対する影響を検討するのであれば、粘着力を0とし、内部摩擦角19.72(最小値)、安全率1.00以下となるすべり崩壊が起きた場合に、大規模すべりの安全率がどの程度低下するかを検討しなければならないと主張し、実施機関は、本件報告書のL3地すべりの安定性検討において、L3地区斜面末端部上部の崩壊について、最小の安全率が1.07であり、円弧すべりは発生しないと考えられるが、仮に発生した場合を想定して検討したと記載され、この場合、想定すべきL3地区斜面末端部上部の崩壊は、ボーリング調査から得られたN値から推定した粘着力31.52、内部摩擦角19.72と想定した場合の円弧すべりであり、粘着力を0とした場合の円弧すべりではないことから、粘着力が0の円弧すべりが発生した場合のL3地すべりの安定計算は行っていないと述べている。

異議申立人の主張は、解析方法が誤りであるとするものであるが、業務委託の内容の当否については、当審査会の審議する事項ではなく、また、実施機関は本件報告書に基づき事業を進めており、ほかに本件公開請求に対応する公文書が存在する事情は認められない。

このようなことから、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。

4 付言

本件において、異議申立てから諮問までに約1年6か月が経過しており、実施機関にあつては、今後、速やかな対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月1日	○諮問を受けた。(諮問案件第246号)
平成26年7月30日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成26年9月16日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成28年5月12日 (第273回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年6月30日 (第回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年7月21日 (第275回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年8月29日 (第276回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年9月27日 (第277回審査会)	○事案の審議を行った。